**平成２１年（フ）第７２号**
京都府亀岡市上矢田町東垣内７番地
破産者　株式会社三愛
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２１年（フ）第９６９２号**
大阪府豊中市服部西町１丁目９番36号
破産者　有限会社アイテックス
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１９０号**
奈良市中町221番地の１
破産者　株式会社林建設
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第５１５号**
奈良市南紀寺町５丁目38番地の１
破産者　有限会社エスオーディーサービス
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第５１６号**
奈良市南紀寺町５丁目38番地の１
破産者　有限会社アルファーベース
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第１６５号**
高知市日の出町６番20号
破産者　田村　佳子
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第６２３号**
名古屋市守山区守山２丁目８番43号
破産者　合資会社大谷鉄工所
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１２７号**
千葉県茂原市八幡原699番地15　エンジェルハイツ第12―202号
破産者　花澤　三郎
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２２年（フ）第１７号**
千葉県いすみ市岬町岩熊2461番地
破産者　大鐘美由紀
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２１年（フ）第１８６９１号**
栃木県矢板市東町1170―14、開始決定時の住所栃木県那須塩原市弥生町３―17
破産者　田代　早苗
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６９２号**
栃木県矢板市東町1170―14、開始決定時の住所栃木県那須塩原市弥生町３―17
破産者　田代　幸子
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６９３号**
栃木県矢板市東町1170―14
破産者　田代　正久
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８６９４号**
栃木県那須塩原市東原４―407
破産者　田代　光惠
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８号**
岐阜県恵那市明智町98番地の25
破産者　株式会社エコテックリフォーム
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２２年（フ）第６０号**
静岡県富士市松富町75番地、前住所静岡県富士市錦町１丁目10番８―508号
破産者　望月　由明
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２１年（フ）第１７９号**
広島県豊田郡大崎上島町中野983番地
破産者　有限会社谷本汽船
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第４０号**
広島県呉市長谷町22番23号
破産者　有限会社三猛工業
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２１年（フ）第３４７号**
佐賀県西松浦郡有田町本町丙1026番地
破産者　合資会社西肥堂本店
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第９４号**
長崎県諫早市小川町1293番地１
破産者　有限会社ドリーム・アド・ライフ
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２１年（フ）第９５号**
沖縄県那覇市具志３丁目22番８号
破産者　有限会社点
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２０年（フ）第３９号**
沖縄県名護市字真喜屋514番地の７
破産者　有限会社金城企画
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２２年（フ）第１６７号**
札幌市豊平区月寒東４条17丁目15番21号
破産者　有限会社川島工業
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４３６号**
東京都東大和市立野２丁目２番地の５エストヴォーレ上北台602
破産者　丸松木材有限会社
1　決定年月日　平成22年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

第明治三十二種郵便物認可